

D級は冷蔵車、車掌車および急行便に使用する特別な貨車、E級は雪かき車、活魚車などである（\*貨車級別分類）。

(2) 検査期限によらないものの特例

新製後3年以内の鋼製客車、使用することの少ない特殊な客貨車および工場で修繕または改造を行う際に、要部の改造または大修繕を行う客貨車は、前項の期限によらない場合がある。

2 局部検査

この検査では空気制動装置、水揚装置、列車用発電機同付属品、蓄電池、扇風器などの各部機構を分解し、その作用の検査を行う。また局部検査を行う場合は、仕立検査も同時に施行する。

検査の期限は空気制動機、水揚装置、列車用発電機および付属品については8箇月、蓄電池および列車用扇風器は1箇年である。

使用することの少ない特殊車はこの期限によらない特例があるが、この場合も使用に先だって前項の検査を施行する。

3 仕立検査

客貨車の使用状況に応じて、一定の期間および走行キロごとに、各部分の状態および作用について行う検査である。検査の期限および走行キロは、

(1) 客車 鋼製車 15,000km 60日 木製車 10,000km 60日

(2) 貨車 A級 55日 B級 50日 C・E級 40日 D級 30日  
使用することの少ない特殊車および長く構内に滞留する客貨車は期限によらない場合があるが、その使用に先だって前項の検査を行うものとする。

4 列車検査

客貨車が相当の距離を運転するごとに、その要部の状態および作用について外部から行う検査であって、検査の時期・場所は鉄道管理局長が指定している。その種類を分類すれば始発検査、途中検査、終着検査、滞留検査の4種類となる。

(1) 始発検査

客貨車が列車として組成された場合、各車両間の連結器の連結状態その他要部について、出発に先だって客車では終着検査施行時期まで、貨車では終着駅までの運転に支障のないことを確認する検査である。

(2) 途中検査

始発検査で行った箇所および以外の箇所について、列車運行の途中で行う検査で、客車は始発検査後走行100km および前回途中検査後走行300km、貨車は始発または途中検査後走行100kmを、それぞれ標準として行う検査である。また新たに連結した客貨車については始発検査に準じ施行する。

(3) 終着検査

列車終着のつど施行するもので、客貨車の要部についてつぎの運転に支障のないことを確認する検査である。

(4) 滞留検査

列車検査の中でもっとも重い検査で、客貨車の要部の状態・作用について駅に滞留中行うもので、客車にあっては走行700kmを標準とし、貨車にあっては自駅到着車、社線出入車および相当時間滞留する中継車などを検査する。

また長距離を運転する旅客列車は、途中で施行することができないので、終着駅最寄の客貨車区で施行することに指定している。

5 \* 運転検査

必要のつど列車に乗務して客貨車運転中の動的検査を行うもので、車両動揺状態、連結装置緩衝作用の状態、騒音・異音の

発生状態、暖房および冷房装置の作用の状態、その他必要な事項等主として停止中は検査できない事項について行う検査である。

6 臨時検査

必要に応じそのつど、検査の場所・程度などを指定し施行するもので、つぎのような場合臨時に行う検査である。

(1) 衝突、脱線などの事故を生じたとき (2) 使用上とくに検査を必要とするとき (3) 営業線と建設線または国鉄と部外との間で客貨車の受授（連絡運輸契約により直通する場合を除く）をするとき。

7 検査・修繕を要する客貨車を発見のつど青票、白票、赤票、赤線票などを車体両側修繕票さしにそう入して、回送および工場入出場の手配をする。これらの票の表示する内容はつぎのとおりである。

(1) 青票 使用するにはさしつかえないが、不良箇所があるから注意しなければならないことを表示する。

(2) 白票 修繕または検査のため回送すべきものであることを表示する。

(3) 赤票 構内入換のほかは運転を禁止すべきものであることを表示する。

(4) 赤線票 仕立検査および局部検査をなすべきもので構内入換のほか運転を禁止すべきものなることを表示する。(斎藤雅男)

きゃくかしゃのせいそう 客貨車の清掃 客貨車は旅客の使用、貨物の積卸し、牽引(けんいん)する動力車のばい煙、空気中の塵埃(じんあい)等により相当汚れる。この汚れた客貨車をいつも清潔な状態で使用に供するため、使用の状況に応じ清掃の程度を規程で定められている。

清掃の種類は客車小掃除、客車大掃除、貨車小掃除、貨車大掃除の4つに分類される。

1 客車小掃除

小掃除は運転中施行するものと、終着駅または折返し駅で施行するものと2種類がある。前者は主として列車に乗務の給仕または列車手が行い、後者は鉄道管理局長が施行の場所・時期を指定している。施行場所はおおむね駅であるが客貨車区所在駅の場合は客貨車区が施行している。

この掃除は客車洗じょう線の設備のない場所で施行することが大部分であるので、清掃の方法も簡単で主として内部の床、座席、出入台、便所、洗面所等を清掃する。また短区間を運転する列車の小掃除は床の塵埃を清掃する程度で、時期を定めて前項の小掃除を施行する列車もある。なお便所・洗面所の用水の不足しているものは水の補給の手配をする。

2 客車大掃除

大掃除は使用の状況に応じ、駅に滞留中客貨車区の洗じょう線で施行するもので、鉄道管理局において施行場所・時期を指定している。

大掃除施行の標準回帰キロは、おおむね500kmないし700kmである。しかし長距離を運転する列車については、途中で施行することができないので、終着駅最寄の客貨車区で施行する。

大掃除は客車の内外全般にわたり行うもので、内部については各部の金具類をみがき、塵(ちり)を除去したのち布地または雑巾(ぞうきん)の類でふく。床は塵埃を除去したのち客車の構造により水洗いまたは油ぶきを行う。便所・洗面所、たんつば等は清掃剤を用い水洗いを行ったのち、必要に応じ消毒を行い、便所には防臭剤を散布する。外部についてはばい煙および塵埃